

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（内閣府）

制 度 名	産業高度化地域制度における特例措置		
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 12 条） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 9，第 45 条）		
見 直 し の 内 容	産業高度化地域制度に基づく投資税額控除、特別償却の廃止		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+200 百万円 （▲200 百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	沖縄における産業高度化が一定程度達成されたため同制度を廃止し、産業イノベーション地域（仮称）制度を創設する。		